

## 第16回 教育委員会会議日程

開催期日 平成31年2月26日(火)

開催時間 15時30分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第37号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第5 報告第38号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 報告第39号 平成31年度芽室町一般会計教育費予算(理事者ヒアリング結果)の件(非公開)
- 日程第7 議案第36号 芽室町教育支援委員会具申の件(非公開)
- 日程第8 議案第37号 芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定の件
- 日程第9 議案第38号 平成30年度芽室町文化賞等受賞者決定の件(非公開)
- 日程第10 議案第39号 平成30年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件(非公開)
- 日程第11 議案第40号 芽室町社会教育推進中期計画策定の件
- 日程第12 議案第41号 平成31年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第13 議案第42号 条例改正(芽室町教育活動指導助手設置条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第14 議案第43号 条例改正(芽室町スクールライフアドバイザー設置条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第15 議案第44号 条例改正(芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第16 議案第45号 条例改正(芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第17 議案第46号 平成30年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)

閉 会

日程第 4

報告第 37 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

平成 31 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第5

報告第38号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

平成31年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第6

報告第39号

平成31年度芽室町一般会計教育費予算（理事者ヒアリング結果）の件  
（非公開）

平成31年度芽室町一般会計教育費予算（理事者ヒアリング結果）について、報告  
します。

平成31年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 7

議案第 36 号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。

平成 31 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 8

議案第 37 号

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定の件

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定しようとするものであります。

平成 31 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定の件  
平成31年2月26日

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町教育委員会規則第1号

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定め、学校の運営に関して芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携強化を図り、もって、学校、保護者及び地域の住民との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するために、その所管する学校ごとに協議会を設置することができる。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一つの協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、校長からの申請によることができる。この場合において、教育委員会は、校長から提出される設置の狙い等が記載された申請書を考慮した上で、前条の趣旨に沿うと認める場合には、協議会を設置することができる。

3 協議会の設置に当たっては、各学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人（二以上の学校について一つの協議会を設置する場合にあっては、20人）以内とし、校長の推薦を受け、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、次の第4号に規定する校長については、校長の推薦を要しないものとする。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の運営に資する活動を行う者

(4) 設置学校の校長、その他教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任用)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び設置学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報償)

第 6 条 協議会の開催に係り、委員には 1 回の会議出席ごとに報償費を支払うものとし、報償費の金額は、別に定める。

(協議会の役割)

第 7 条 設置学校の校長は、設置学校の運営に関して、毎年度次に掲げる事項について、協議会の承認を受けるものとする。

(1) 教育目標及び学校経営計画

(2) 教育課程の編成に関する基本方針

(3) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針等に従って、その権



限と責任において学校運営を行うものとする。

3 協議会は、第1項各号に掲げる事項のほか、設置学校の運営に関することについて、教育委員会又は当該設置学校の校長に対して意見を述べることができる。

4 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

5 協議会は、前2項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ、当該設置学校の校長の意見を聞くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について、評価を行うものとする。

(住民の参画促進等の情報提供)

第9条 協議会は、設置学校の運営について、保護者や地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

2 協議会は、保護者や地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、保護者や地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

(協議会の組織)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該設置学校の校長その他教職員を会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第11条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、校長と協議の上、委員以外の第三者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。会長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

(研修等)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会において必要な事項について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第5条に違反したとき

(2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき

(3) 第3条第1項各号に定める者に該当しなくなったとき

(4) 前各号に定めるもののほか、その他、解任するに相当する事由が認められるとき

2 設置学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(説明)

芽室町立学校における学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置等に関する規則を制定しようとするものであります。



日程第9

議案第38号

平成30年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町文化賞等規則第10条の規定に基づき、文化賞等の受賞者を決定しようとするものであります。

平成31年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第10

議案第39号

平成30年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町スポーツ賞等規則第10条の規定に基づき、スポーツ賞等の受賞者を決定しようとするものであります。

平成31年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 1 1

議案第 4 0 号

芽室町社会教育推進中期計画策定の件

芽室町社会教育推進中期計画について、策定しようとするものであります。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲



平成31年2月19日

芽室町教育委員会  
教育長 武田 孝憲 様

芽室町生涯学習計画策定委員会  
会長 岩野真志

芽室町社会教育推進中期計画について（答申）

平成29年12月21日付けで芽室町教育委員会から諮問のありました、芽室町生涯学習推進中期計画（社会教育編）について、別添計画書のとおり答申します。

記

本計画の策定にあたり、芽室町生涯学習計画策定委員会を組織し、町民憲章の精神を踏まえ、本町の教育行政にわたり審議を重ねてまいりました。

第5期芽室町総合計画の個別計画としての第5期芽室町生涯学習推進中期計画の反省と評価を基に、生涯学習の現状と課題を明らかにし、課題解決の施策を挙げ、社会教育の進むべき方向を示しました。

本計画は芽室町教育振興基本計画の社会教育に特化した計画であることから「芽室町社会教育推進中期計画」として策定いたしました。

本答申の趣旨をご理解いただき、「緑の風の中で ふれあい 学びあい」の実現を目指して、社会教育の推進に努めていただくことをご期待いたします。



日程第 1 2

議案第 4 1 号

平成 3 1 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件  
(非公開)

平成 3 1 年度芽室町一般会計教育費予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第13

議案第42号

条例改正（芽室町教育活動指導助手設置条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

芽室町教育活動指導助手設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

平成31年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第14

議案第43号

条例改正（芽室町スクールライフアドバイザー設置条例中一部改正）の  
議案に対する意見申し出の件（非公開）

芽室町スクールライフアドバイザー設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

平成31年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第15

議案第44号

条例改正（芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

平成31年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第16

議案第45号

条例改正（芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例中一部改正）の議案  
に対する意見申し出の件（非公開）

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

平成31年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 17

議案第 46 号

平成 30 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出  
の件（非公開）

平成 30 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

平成 31 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲